

## ○ 報告第1号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）

※ 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、一部を除き平成30年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市税条例等の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。（平成30年3月31日平成29年度専決第30号）

### 1 市民税

- (1) 平成33年度以後の個人の市民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円（改正前125万円）以下とすることとした。（第24条関係）
- (2) 平成33年度以後の個人の市民税の均等割について、非課税措置の対象となる所得の限度額を10万円引き上げることとした。（第24条関係）
- (3) 平成33年度以後の個人の市民税の所得割について、当分の間、非課税措置の対象となる所得の限度額を10万円引き上げることとした。（附則第5条関係）
- (4) 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について、基礎控除及び調整控除の適用はできないこととした。（第34条の2、第34条の6関係）
- (5) その他所要の条文整理等（第20条、第23条、第31条、第36条の2、第47条の3、第47条の5、第48条、第52条関係）

### 2 市たばこ税

- (1) 製造たばこの区分に加熱式たばこの区分を設けることとした。（第92条関係）
- (2) 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（電子たばこ）を製造たばことみなすこととした。（第93条の2関係）
- (3) 加熱式たばこの現在の課税方式（重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算）を改め、平成34年10月1日から加熱式たばこの課税標準を次の①及び②により換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとした。【第5条の規定関係】
  - ① 加熱式たばこの重量（フィルター等を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算
  - ② 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算
- (4) 加熱式たばこの課税方式について、平成30年度から平成34年度までの各年度において段階的に移行することとした。【第94条、第2条から第4条までの規定関係】
- (5) 市たばこ税の税率を次のとおり段階的に引き上げることとした。
  - ① 平成30年10月1日～平成32年9月30日  
1,000本につき5,692円（改正前5,262円）（第95条関係）
  - ② 平成32年10月1日～平成33年9月30日  
1,000本につき6,122円【第3条の規定関係】
  - ③ 平成33年10月1日以後  
1,000本につき6,552円【第4条の規定関係】

- (6) 紙巻たばこ3級品の税率の特例措置（平成28年度から平成30年度までにおいて税率の特例措置を段階的に廃止）において、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで適用を6月延長することとした。【第6条の規定による平成27年改正条例関係】
- (7) 市たばこ税の税率の引上げに伴い、税率の引上げ前に売渡し等が行われた製造たばこを販売目的で所持する場合において、卸売販売業者等に手持ち品課税を行うこととした。【第6条の規定による平成27年改正条例関係】
- (8) 所要の文言整理（第98条関係）

### 3 固定資産税

- (1) 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成31年度及び平成32年度において地価が下落した場合の宅地等の課税標準を修正することができる特例措置を継続することとした。（附則第11条の2関係）
- (2) 宅地等及び農地に関する固定資産税の課税の特例を平成30年度から平成32年度まで3年延長することとした。（附則第12条、附則第13条関係）
- (3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例制度）において、次のとおり固定資産税の減額措置を講じ、又は内容を見直すこととした。（附則第10条の2関係）
  - ① 指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する一定の部分を加えた上、当該指定避難に係る減額措置を3年延長することとした。
  - ② 指定非難施設に付属する避難の用に供する一定の償却資産（指定避難用償却資産）を加えた上、償却資産の課税標準を3分の2とする措置を3年延長することとした。
  - ③ 太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備のうち、一定の規模以上のものに係る課税標準の特例（4分の3、3分の2）について、一部要件を見直した上で3年延長することとした。
  - ④ 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までに取得をする一定の先端設備等の課税標準に乗すべき数を0とすることとした。
  - ⑤ その他特例措置の延長又は見直しを行うこととした。

### 4 施行期日 所要の経過措置を設け、一部を除き、平成30年4月1日から施行

○ 報告第2号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

※ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第27号）が公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。（平成30年3月31日 平成29年度専決第31号）

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（改正前54万円）に引き上げることとした。（第2条関係）
- 2 低所得者に対し国民健康保険税を減額する基準について、国民健康保険税を算定する場合における被保険者に乗ずる金額を5割減額世帯にあつては27万5,000円（改正前27万円）に、2割減額世帯にあつては被保険者の数に乗すべき金額を50万円（改正前49万円）にそれぞれ引き上げて算定することとした。（第23条関係）
- 3 国民健康保険事業の制度移行（都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事業を運営）に伴う所要の規定の整理（第2条関係）
- 4 施行期日 平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。（附則第1項及び第2項関係）